
環境活動レポート



2015年度版

2015年4月～2016年3月
(2016年4月10日発行)

株式会社 渡辺武商店

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-2-1

[電話]03 (3862) 6066

[FAX]03 (3861) 3657

I 会社概要及び組織、対象範囲

- 事業所名 株式会社渡辺武商店
- 代表取締役 長竹 晃平
- 所在地 〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-2-1
- ホームページ URL : <http://www.bousai-watanabe.co.jp>
- 環境管理責任者 本部長・湘南支店長 野村明弘
- 担当者 主任 依田真由美
- 連絡先 電話 03-3862-6066
FAX 03-3861-3657
- 事業内容 消防、防災設備機器の販売及び工事、保守点検
消防、防災用品の販売
- 事業の規模
資本金 3,000 万円
社員数 37 名(平成 28 年 3 月 31 日 現在)
売上高 1,626 百万円(平成 27 年度、会社決算年度)
設立 昭和 42 年 4 月 21 日(創業 昭和 25 年 4 月)
床面積 644 m²
車両 一般車両 21 台

* 本店

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-2-1
電話 03-3862-6066
担当者 営業部長 持田康浩
社員数 17 名
床面積 167 m²

* 湘南支店

〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 2017-5
電話 0466-87-8911
担当者 係長 北村和彦
社員数 6 名
社屋床面積 156 m²

* 株式会社 渡辺プロテック・横浜オフィス

〒221-0061 神奈川県横浜市神奈川区七島町 3-6

電話 045-433-2011

担当者 湘南支店長 野村明弘

社員数 14名

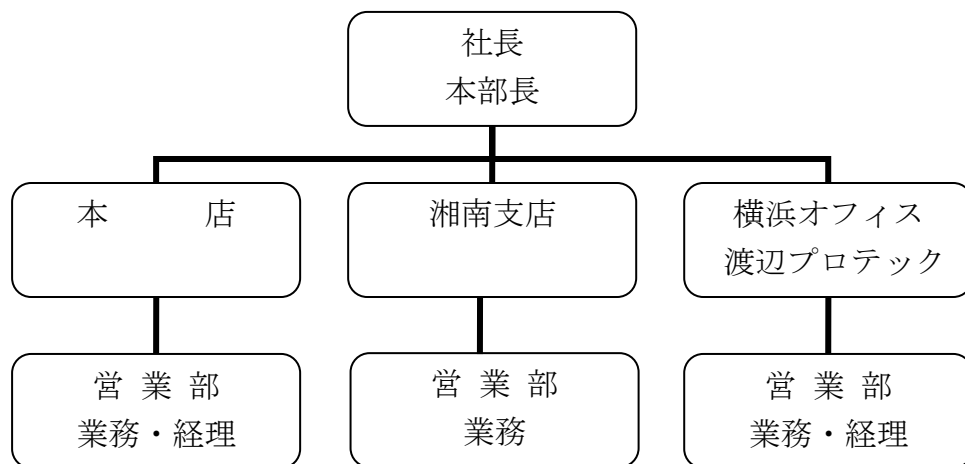
社屋床面積 321㎡

●組織図

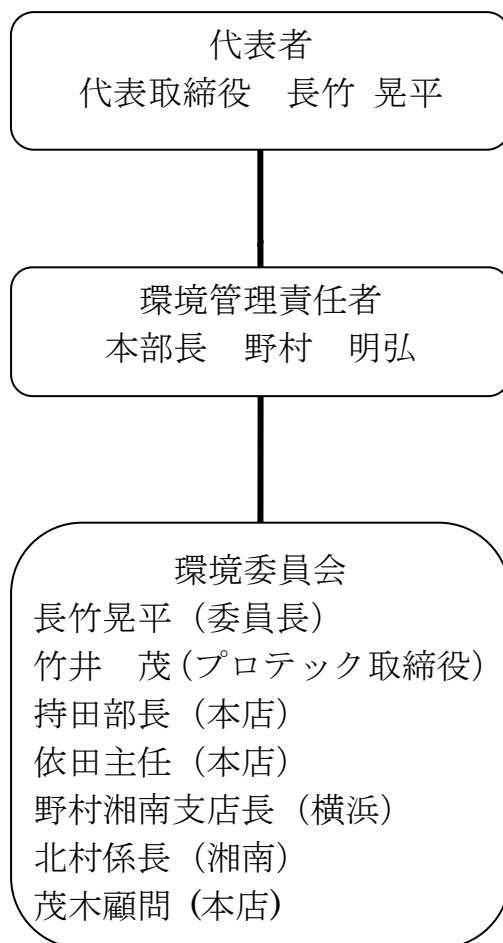
株式会社 渡辺武商店組織図

平成 27 年 4 月 12 日現在

<適応範囲は全社>



●実施体制



☆役割分担（責任者）

		本 店 (統括・持田)	湘 南 (統括・北村)	横浜・プロテック (統括・野村)
CO2削減	電気・ガス	菅谷	宮園	北村
	車両・ガソリン	太田、小倉	昼間	綿貫、青木
廃棄物 (一般・産廃)		岩川	鈴木	綿貫
節 水		石川	宮園	石田
グリーン購入		依田	宮園	北村
環境配慮商品		持田・小倉	鈴木	竹井

II 環境方針

環境理念

株式会社 渡辺武商店は、消防・防災設備、機器の販売、工事、保守点検事業をとおして、地球と地域の環境の保全に貢献します。

環境方針

1. 環境経営に積極的に取組むために、環境経営システムを構築し、継続的な環境負荷の低減に取り組めます。
2. 環境への取組みとして、特に次の事項に取り組めます。
 - 全社におけるガソリン及び電力消費量の削減
 - 廃棄物、排水の排出量の削減
及びグリーン購入の促進
 - 環境配慮型商品の販売とサービスに努めます
3. 環境に関する法令・規則・協定を遵守します。
4. この環境方針を、全社員に周知徹底し、環境に対する意識の向上と教育に努めます。

2015年4月10日
株式会社 渡辺武商店
代表取締役 長竹 晃平

Ⅲ 環境目標と取組み結果の評価（2015年度）、次年度の取組

（1） 目標と実績 2015年度（15/4～16/3）

項目	細目	単位	2015年度目標	2015年度実績	目標達成率
エネルギー消費量	電気	kWh	43,500	44,213	98%
	都市ガス	m ³	41	39	105%
	LPG	kg	15	7.9	185%
	ガソリン	ℓ	31,900	35,363	90%
CO ₂ 排出量		kg-CO ₂	74,192	85,638	86%
一般廃棄物	可燃物	t	1.77	1.65	107%
	不燃物	t	0.57	0.45	126%
	小計	t	2.34	2.10	114%
産業廃棄物	がれき陶磁器類	t	1.38	1.09	126%
	金属くず	t	10.20	6.24	163%
	廃プラ	t	11.57	8.45	136%
	小計	t	23.15	15.78	146%
廃棄物合計		t	25.19	17.88	140%
総排水量	上下水道	t	400	402	99%
紙類	コピー用紙	kg	965	809	119%
グリーン商品購入比率(件数)		%	65	49	75%
環境配慮型商品の販売(消火器他本数)		%	80	75	93%

*電気の排出係数は東京電力2009年度の係数、0.384(kg-CO₂/kWh)による。

（2） 主要な環境活動計画

1) 目標を達成するための取組みと実施

- ① 事務所における二酸化炭素排出量低減（電気、ガス）
 - 冷房温度は28度、暖房温度は20度を徹底する。
 - 昼休みの消灯を実施する。
 - クールビズの推奨。
 - ノー残業デーの設定により、社員の健康管理と節電を図る。
- ② 車両運転における二酸化炭素排出量低減（ガソリン）
 - アイドリングストップ、エコドライブ(急発進、急加速、急ブレーキ等の防止)
 - 自主点検・整備の実施
 - 運行管理の徹底 飲酒運転、過労運転、免許の管理
 - 安全運転の徹底 最高速度の厳守、車間距離の保持
- ③ 廃棄物の発生抑制と分別（一般廃棄物・産業廃棄物）

- 使用済み用紙の裏面の利用
- 次の分別を行い数量の把握に取り組む。
 - ・廃プラスチック類 ・金属類 ・有償売却梱包材（ダンボール）
 - ・リサイクル端剤 ・紙類（コピー用紙）
- ④ 排出水量の把握
 - 水道水は、こまめに止める・たれ流し廃止・流量の制限
- ⑤ グリーン購入への取組
 - グリーン商品の採用（事務用品購入）及びグリーン商品の販売

2) その他の取組

- ① 廃消火器のリサイクルシステムの完全導入（指定伝票、ステッカー、排出管理）
- ② 環境配慮型商品の販売とサービス
 - エコ消火器の販売（電池、誘導灯他）、他エコ商品の販売

(3) 評価

1) エネルギー消費量

- 電気使用量は、目標対比 98%と未達となる。（前年比は 100%）業務の都合上残業の増加。
- 都市ガス、LPG共、湘南が横浜統合の時期あり削減できた。
- ガソリンは湘南勤務者が横浜に移動したため増加。

2) 廃棄物

- 一般廃棄物及び産業廃棄物は湘南支店が横浜と統合した為大幅減。

3) 廃消火器リサイクルシステムに貢献

- 市場の古い消火器の引き取り業者として登録、マニフェストに相当する指定伝票、指定ステッカー貼付等リサイクルシステムに参入し、徹底している。

- 4) グリーン購入、環境配慮型商品の販売及び廃消火器リサイクルシステムについては、目標を設定しエコ商品の拡販に取り組み推進している。。

(4) 次年度の取組計画

- ① 事務所における二酸化炭素排出量低減（電気、ガス）
- ② 車両運転における二酸化炭素排出量低減（ガソリン）
- ③ 廃棄物の発生抑制と分別（一般廃棄物・産業廃棄物）
- ④ 排出水量の削減
- ⑤ グリーン購入への取組
- ⑥ 廃消火器のリサイクルシステムの完全導入（指定伝票、シール、排出管理）
- ⑦ 環境配慮型商品の販売とサービス

IV 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 適用される主な環境関連法規等

法令・条例・その他の要求事項	実施事項	遵守評価欄	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	委託契約書に添付すべき書面 委託契約書に含まれるべき事項	許可証の写しの添付 含まれる事項 (1) 委託する産業廃棄物の種類及び量 (2) 運搬の最終目的地の所在地(運搬の委託の場合) (3) 処分, 再生の場所の所在地, 方法, 施設の処理能力(処分の委託の場合) (4) 最終処分の場所の所在地, 方法, 施設の処理能力(中間処理の委託の場合) (5) 委託契約の有効期限 (6) 支払う金額 (7) 収集運搬業者, 処分業者の事業の範囲 (8) 積替保管の場所の所在地, 産業廃棄物の種類, 保管上限(積替保管の委託の場合) (9) 安定型産業廃棄物と他の産業廃棄物の混合の諾否(積替保管の委託の場合) (10) 適正な処理のために必要な情報 (11) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告 (12) 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	所定の事項が記載された契約書であること、許可証の写しが添付されていることを全社的に確認
	委託契約書の保存期間	契約書の保存期間 5 年間	契約を破棄しない限り保管 (11通)
	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物の保管の場所 ・周囲に囲いをもうける ・掲示板の大きさ 60×cm以上 ・保管する産業廃棄物の種類 ・保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・ネズミの生息、蚊、ハエ等が発生しないように処置する	本店、支店とも対応済み
	産業廃棄物管理票の交付	・産業廃棄物の種類、運搬先ごとに交付 ・種類、数量、受託者名に相違ないか確認の上、交付 ・管理票の控えを運搬・処理委託者から管理票の写しが送付されるまでの期間	適切に交付して
	産業廃棄物管理票の保管	管理票写しの保存期間 (5 年間)	保管は平成 16 年交付分以降を保管
	産業廃棄物管理票の返送期限	産業廃棄物処理委託からの管理票写しの廃出事業者への送付期限 (交付の日から 90 日・180 日, 特別管理は 60 日・180 日)	全て期限内に受けとった。
		期限内に返送されない場合の知事への通知	該当なし
消防法関係	検定等の合格品を販売	・当社が扱う消防関係の商品は国家検定、鑑定、認定、合格品を扱うこと。	全て左記合格品を扱っている
	消防設備保守点検	・消防法に基づいて消防設備点検は資格者が行う (有資格者 3 1 名)	資格者が実施している
廃消火器リサイクルシステム (社) 日本消火器工業会	特定窓口として申請登録 (収集運搬及び保管)	①廃消火器の運搬・保管 ②一次物流費のユーザーへの請求 ③消火器工業会への引き渡し ④リサイクルシールの販売 ⑤ユーザー対応	適正に実施中 (①～⑤)
	(やっではないけないこと)	①廃消火器の解体 ②消火器工業会以外への引き渡し	①②は該当なし
グリーン購入法		特定調達品目の判断基準への適合確認	カタログ等の表示で確認
特定家庭用機器再商品化等の促進に関する法律 (家電リサイクル法)	R-1(対象品目機種)	・冷蔵庫、ユニット型エアコン、洗濯機、テレビ	廃棄していない
	H6 条 関係者の責務	・長期使用 ・廃棄の際、指定業者にリサイクル料金を支払う	

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	H8 条 自動車所有者	使用済みとなった自動車を引取り業者に引渡す	適正に処理している
	H73 条 再資源化等預託金の預託	新車購入時にリサイクル料金を(財)自動車リサイクル促進センターへ支払う。	
東京都環境基本条例	第 6 条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。 前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 	遵守している
東京都千代田区環境基本条例	第 5 条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及び公共的団体(以下「事業者等」という。)は、事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。 事業者等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。 	遵守している
神奈川県環境基本条例	第 6 条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他環境の保全及び創造に関する活動に協力すること。 	遵守している
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	第 5 条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。 	遵守している
藤沢市環境基本条例	第5条 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 	遵守している

(2) 違反、訴訟等

2015 年度において、環境関連の違反、苦情及び訴訟等はありません。

なお、関係当局からの違反の指摘は過去 3 年間ありません。

V 代表者の評価と見直し

エコに対する意識は定着してきている。今後は更に意識を徹底させるため、仕事の無駄を省く推進活動を徹底するとともに P D C A サイクルを習慣化し、全員参加で環境経営に取り組む。

VI 次年度以降の目標

1)2014 年度(2014/10～2015/9)を基準年とする。

2)2015 年度以降の削減目標は以下の通りとする。

2015 年度目標/基準年比 1%減, 2016 年度/基準年比 2%減, 2017 年度/基準年比 3%減

注)グリーン商品購入比率、環境配慮型商品販売は表内記載の増加率とする

3)2018 年度以降については、2017 年度実績により新たに 3 ヶ年計画を立てる。

目標値 全社計

項目 細目	単位	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	
		基準値	2015/10～ 2016/9	2016/10～ 2017/9	(2017/10～ 2018/9)	
エネルギー消費量	電気	kWh	44,684.0	44,237.2	43,352.4	42,051.8
	都市ガス	m ³	47.0	46.5	45.6	44.2
	LPG	kg	9.0	8.9	8.7	8.5
	ガソリン	ℓ	34,900.0	34,551.0	33,860.0	32,844.2
CO2 排出量		kg-CO2	98,310.7	97,327.6	95,381.0	92,519.6
一般廃棄物	可燃物	t	1.9	1.9	1.8	1.8
	不燃物	t	0.6	0.6	0.6	0.6
	小計	t	2.5	2.5	2.4	2.4
産業廃棄物	がれき類	t	1.3	1.3	1.3	1.2
	金属くず	t	7.9	7.8	7.7	7.4
	廃プラ	t	9.3	9.2	9.0	8.8
	小計	t	18.5	18.3	17.9	17.4
廃棄物合計		t	21.0	20.8	20.4	19.8
総排水量	上下水道	t	397.6	393.6	385.8	374.2
紙類	コピー用紙	kg	1,062.9	1,052.3	1,031.2	1,000.3
グリーン商品購入比率	%	62.0	5%増	7%増	9%増	
G 製品/総購入件数			65.1	66.3	67.6	
環境配慮型商品販売 (消火器他)	%	77.0	4%増	6%増	8%増	
			80.1	81.6	83.2	

*年度とは 10 月より翌年の 9 月です。

*電気の排出係数は東京電力 2009 年度の係数、0.384 (kg-CO₂/kWh) による。

*グリーン購入については、自社使用品(事務用品等)のグリーン製品の購入比率

◇次回、環境活動レポートは 2016 年 12 月を予定しています。